

平成21年
10月から

住民税の公的年金からの特別徴収 (引き落とし)が始まります



65歳以上の年金受給者で、
住民税を納税されている方に
お知らせです。

税の手間が省けるほか、支払う
回数が年4回から6回になり、
1回あたりの負担額が軽減され
ます。

なお、この制度はあくまでも
納付方法が変更になるもので、
これにより新たな税負担が生じ
るものではありません(年税額
が増えるものではありません)。
また、この制度は法律により
定められており、ご本人の申し
出などにより中止することはで
きません。

実施時期

平成21年10月支給分から始ま
ります。

対象者

平成21年4月1日現在、年齢
65歳以上の公的年金の受給者で、
次の要件のすべてに該当される
方。

公的年金等の所得に係る住民
税が課税されている方
特別徴収(引き落とし)の対
象となる老齢基礎年金等の年

額が18万円以上の方
洞爺湖町の介護保険料が年金
から特別徴収(引き落とし)
されている方

老齢基礎年金等の年額から、
所得税・介護保険料・国民健
康保険料・後期高齢者医療保
険料を差し引いた残額より、
住民税の額が少ない方
対象となる税額

住民税の額のうち、公的年金
などの所得に係る住民税の額に
限りません。

給与や不動産などの公的年金以
外の所得に係る住民税は、これ
まで通り給与からの天引きや納
付書により納付いただきます。

対象となる公的年金
老齢又は退職を支給事由とす
る公的年金(老齢基礎年金、老
齢厚生年金、
退職共済年金
など)で、障
害年金や遺族
年金は対象と



なりません。

平成21年度以降の納付方法

例：公的年金の所得に係る住
民税の年税額が36,000円
の場合

平成21年度(または特別徴収の開始年)

納付 方法	年金からの引き落とし (特別徴収)				
	納付書または口座振替 による納付(普通徴収)		年金からの引き落とし (特別徴収)		
年金 支給 月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	9千円	9千円	6千円	6千円	6千円
算出 方法	1/4づつ		1/6づつ		

平成22年度(または特別徴収2年目以降)

納付 方法	年金からの引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収(上半期)			本徴収(下半期)		
年金 支給 月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	6千円	6千円	6千円	6千円	6千円	6千円
算出 方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの 1/3づつ		

特別徴収(引き落とし)の中止
について

年度の途中で次の異動があつ
た場合は、特別徴収(引き落し)
(引き落とし)が中止となり、普通徴収(納
付書や口座振替)により納付願
います。

町外に転出された場合
死亡された場合
修正または更正申告等によ
り公的年金に係る税額が変更
になった場合
年金の支給停止などが発生し
た場合

給与からの特別徴収の対象
者で年齢65歳未満の方につ
いて

年齢65歳未満の方は年金から
の特別徴収(引き落とし)の対
象ではありませんが、制度の改
正により、年税額のうち公的
年金に係る税額を有する方は、
その公的年金に係る税額につ
いてのみ給与から天引きできな
いこととなったため、普通徴収(納
付書や口座振替)により納付願
います。

問い合わせ
税務財政課税務グループ
☎74・3003

6 月号の広報「とうや湖」で

先にお知らせしましたが、
平成21年10月以降に支給される
公的年金から、住民税の特別徴
収(引き落とし)が全国一斉に
始まります。

これにより、現在、納付書ま
たは口座振替で納められている
住民税が、10月以降の公的年金
から年金保険者を通じて引き落
としされ、町へ直接納入される
こととなります。このため、納